

大阪市では、ともに支えあう、 多文化共生のまちづくりを推進しています

平成 27 年末の大阪市の外国人住民数は 12 万人余りとなっており、本市人口の約 4.5%を占めています。これは、政令指定都市の中でも最も高い比率となっており、130 を超える国・地域の外国人住民の方が暮らしています。

そして、近年では、新たに来日する住民が増加するとともに、日本国籍を取得した人や、国籍は日本であっても両親や祖父母のいずれかが外国籍といった、外国にルーツをもつ住民も増えており、外国籍住民一人ひとりの文化的・歴史的背景、抱える課題やニーズも多様化しています。

お互いの文化を尊重し、受容する態度をはぐくむためには、市民相互の理解を深め、交流等を促進し、人種や民族などの違いによる不当な社会的不利益を受けることなく、すべての人々が個人として尊重され、認め合い、ともに社会の一員として活躍できるまち、安心して暮らすことができる生きがいのあるまちを実現することが一層重要となっています。

「大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例」を制定しました

●背景

特定の人種や民族の人々を排斥する差別的な言動、いわゆるヘイトスピーチは、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけ、社会に差別意識を生じさせることにつながりかねないものです。近年、このような差別的な言動が各地において行われ、社会的関心を集めるとともに、社会問題化している状況にあります。

●条例の目的

この条例は、大阪市として「ヘイトスピーチは許さない」という姿勢を明確にするとともに、ヘイトスピーチに対処するための措置等に関し必要な事項を定めることにより、市民等の人権を擁護し、ヘイトスピーチの抑止を図ることを目的としています。

●申出及び措置など

条例の内容としては、ヘイトスピーチの定義を示すとともに、憲法で保障された表現の自由等にも十分に配慮し、現行の法制度のもとで市としてとり得る措置等を定めています。

具体的には、市民からの申出等に基づき、対象となった表現活動がヘイトスピーチに該当すると判断される場合には、拡散防止措置として、事案の内容に応じ、掲示物などの撤去やインターネット上の映像の削除の要請を行うことや、認識等の公表として、表現内容の概要、表現活動を行った者の氏名又は名称などの公表を行うこととしています。

●大阪市ヘイトスピーチ審査会

条例の運用に当たっては、学識経験者等で構成する大阪市ヘイトスピーチ審査会を設置し、対象となった表現活動がヘイトスピーチに該当するかどうか、また本市が講じる措置などについて、専門的な観点から公正・中立に審査いただいた上で、市として判断していくこととしています。

●公布と施行

条例については、1月18日に公布し、一部施行していますが、申出の受付や拡散防止措置及び認識等の公表などの規定については、施行までに一定の周知期間が必要であるため、これらの規定の施行の日については、市長が定めることとしています。

**本市としては、今後とも、人権を尊重し、誰もが互いの文化を認め合い、
自分らしく生きることのできる多文化共生社会の実現をめざしてまいります。**

詳しくは、大阪市ホームページでご確認ください！

<http://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000339042.html>



大阪市人権啓発マスコットキャラクター にっこりーな